

京都府食の安心・安全行動計画の策定について

【行動計画策定の趣旨】

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第5条第1項の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めるものです。

平成19年度から平成21年度までの行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や添加物等を検査する食品衛生監視など、様々な取組を行っています。しかし、産地偽装の多発、中国製冷凍ぎょうざ事件等輸入食品への有害物質の混入、事故米穀の不正規流通など、府民の食への不安が高まっています。

こうした中、次の行動計画の策定に当たっては府民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、現行の行動計画の枠組を継承しつつ、平成22年度から平成24年度までの目標、施策等を明らかにします。

【行動計画の枠組】

○第1章 食を取り巻く現状及び課題

- ・ 平成17年12月に制定した京都府食の安心・安全推進条例に基づいた取組を実施
- ・ 産地偽装、有害物質混入等の食の安心・安全を脅かす事件が多発
- ・ 府民の食に対する安心を高めるために京都府の更なる取組が必要

○第2章 新たな計画策定の基本的な考え方

- ・ 従来の施策の実施に当たり取組を強化
- ・ 新たな施策の実施（学校や職場等における食の安全に関する食育、府民への情報提供の推進等）
- ・ 府民の食に対する安心の向上

○第3章 取組の展開

① 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で、安全性が向上されるような施策の実施

例えば、農産物の生産工程の管理を実践する農家を拡大すること、農産物のトレーサビリティなどを推進すること、加工食品の品質管理の向上に取り組み、その情報を提供する仕組みを普及することなどがあります。

また、新たに朝市などで販売される農産物の安全性を確保していきます。

② 安心・安全の担保

生産・製造された食品の安全を担保するための監視、指導、検査等の実施

例えば、食品衛生に関する監視、指導やBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策などがあります。

また、食品に適正な表示がされるよう取組を強化していきます。

③ 信頼づくり

食の安心・安全に関する取組について、府民との情報共有を図り、信頼を高めていくための施策の実施

例えば、食の安心・安全に関する情報の提供、府民からの提案制度などの活用を充実させていきます。

また、新たに郷土食や地域の食文化を伝承したり、農作業や調理体験を通して食に関する理解が深まる直売所作りを行います。そして、府民自らが職場や地域において食の安心・安全をテーマに意見交換が行えるよう、食の安心・安全に係る課題や府の取組をわかりやすく府民に提供できる人材を育成します。

○第4章 行動計画の管理・公表

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例に基づいて、毎年施策の実施状況の取りまとめ及び公表を実施

【参考：平成19年度から平成21年度までの行動計画】

当 初 課 題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性を高水準での確保 ・ 情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫 ・ 食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐこと。 ・ 府民参画の促進 ・ 消費者も自らの理解を深めること。 							
成 果 目 標							
府内産食品（農林水産物を含みます。）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割」以上とします。							
取 組 状 況							
① 安心・安全の基盤づくり							
<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうと信頼食品登録制度の推進（26業種（計画30業種）で基準作成） ・ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティの拡大 （◎：鶏卵12.6千t（計画12千t）、鶏肉4.8千t（計画4.6千t）） 							
② 安心・安全の担保							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の流通段階における監視・指導（◎：収去検体数1,774件（計画1,450件）） ・ 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数（◎：225店（計画150店）） 							
③ 信頼づくり							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安心・安全に関する情報の迅速な提供（ホームページ、メールマガジン） ・ 食の安心・安全セミナー、食の座談会の開催（◎：16回（計画8回）） 							
進 捗 状 況							
	安心である			どちらかといえば安心			
	府内産	国産	輸入品	府内産	国産	輸入品	
20年度	41	19	4	38	45	5	単位（%）

食の安心・安全行動計画策定に向けた論点整理項目

()

【論点1】 現行計画策定時と比て、今の状況はどのように違うでしょうか。

良くなった点、悪くなった点は何でしょうか。どのように変わりましたか。新たに対応すべき事態は何でしょうか。

【論点2】 次期行動計画の目標をどう設定すればよいでしょうか

現行計画の成果目標は、「府内産食品を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には7割以上とします。」としています。

【論点3】現在の3つの取組の柱をどうすればよいでしょうか

現行の3つの柱は、①安心・安全の基盤づくり、②安心・安全の担保、③信頼づくりという3本柱ですが、削除する柱、追加する柱はなんですか。

【論点4】今後どのような施策が考えられるでしょうか。

(施策から取組や柱を考えることもあります。)